

2019年ゴールデンウィーク期間中の外来診療体制について

今年のゴールデンウィークは「天皇の即位の日及び即位礼正殿の儀の行われる日を休日とする法律」（即位10連休法）の成立により、暦通りの場合、当院の診療が10連続で休診となります。しかしながら、長期の休診は地域医療へ影響することが懸念すると考えられます。

当院では5月2日（木）及び5月3日（金）の2日間を開院し、平常通りの診療を行います。

4月27日（土）	4月28日（日）	4月29日（月）	4月30日（火）	5月1日（水）
休診日	休診日	休診日 （昭和の日）	休診日	休診日 （新天皇即位祝日）
5月2日（木）	5月3日（金）	5月4日（土）	5月5日（日）	5月6日（月）
<u>平常通り診療</u>	<u>平常通り診療</u>	休診日 （みどりの日）	休診日 （こどもの日）	休診日 （振替休日）

外来診療体制は上記のとおりとなります。ご迷惑をお掛け致しますが、ご理解、ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

※ゴールデンウィーク期間中、診療科によっては休診となる場合がございます。
随時当院ホームページにて周知してまいります。

国立病院機構内の診療体制

https://nho.hosp.go.jp/news/nw1-1_00072.html